（様式第１－５号）

　市町村名：　　阪　南　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：人権相談（ＤＶ相談））２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：平成２６年度】【 現 状 】本市において、配偶者等からの暴力に関する相談件数は、年々増加傾向にある。緊急避難が必要な相談者については、大阪府女性相談センターや警察と連携し、対応している。【現状における課題】配偶者等からの暴力に関する相談件数の増加に伴い、さまざまな立場にある相談者への個に応じた支援が求められている。一時保護施設の空き状況等により、すぐに入所できない場合や、相談者や同伴者の体調、特定疾患や障がい等の諸事情により、施設の受け入れ態勢が困難な場合も増えてきている。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。緊急避難が必要であるにもかかわらず、体調不良や特定疾患、障がい等の諸事情により、施設入所が困難な場合の対応について、平成２３年度から民間シェルターと契約を結び、相談者への個に応じた支援と安全確保に努めた。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　阪　南　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：人権相談・ＤＶ相談）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和元年度】【 現 状 】配偶者等からの暴力に関する相談件数は、年々増加傾向にある。中には、来日した方で、詳細部分については、日本語での会話が困難な相談者もいる。【現状における課題】来日して結婚し、相談する知人や友達もいずに、配偶者等からの暴力に悩む相談者がいる。日本語の習得機会に恵まれなかった相談者の場合は、詳細部分については、言語でのコミュニケーションが困難な場合もあり、相談者自身も一層不安な様子が見受けられる。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　詳細部分について、日本語での会話が困難な相談者には、言語でのコミュニケーションを少しでも円滑にするため、翻訳ツールアプリを活用した相談業務を行った。 |

（様式第１－５号）

市町村名：　　阪　南　市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：人権相談（障がいを理由とする差別の相談））２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：令和３年度】【 現 状 】障がいを理由とする差別の相談対応について、聴覚障がいがある相談者もいる。【現状における課題】平成２６年障がいを理由とする差別の相談業務開始の際、聴覚障がいがある相談者の対応については、筆談での対応を想定していた。筆談で相談するもどかしさ、相談内容の詳細部分についてコミュニケーションが困難な場合もあり、相互の相談内容の理解不足の解消が課題である。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。病気や事故のため中途障がいで聴覚障がいになった方は手話ができずに筆談で相談するもどかしさ、相談内容の詳細部分についてコミュニケーションが困難な場合もあり、相互の相談内容の理解不足が課題である。コミュニケーションを少しでも円滑にするため、文字起こしツールアプリを活用した相談業務を行った。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　　　阪南市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：就労・生活相談）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：平成２９年度】【 現 状 】就職困難者等を対象とした「地域就労支援相談」を、平成２１年度時点で、毎週月～金曜日の午前９時～午後４時３０分に実施し、地域就労支援コーディネーターが相談に応じている。【現状における課題】　「地域就労支援相談」で就労に関する相談を受ける中で、生活資金や住居に困窮している方については、市役所内の各担当課に相談を繋いでおり、相談の一元化がなされていない。　全国的に雇用・就労を取り巻く環境は改善しているものの、再就職先を求めて来庁する一般の相談者が依然存在する中、ハンディキャップのある就職困難者を主に対象としている本市の相談体制では、相談者のニーズに十分に対応できていない。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。平成２２年度６月から、「大阪府緊急就労・生活相談センター市町村出張相談事業」を活用し毎月第１・２・４木曜日に「就労・生活相談」を実施し、就職困難者だけでなく、一般の離職者などに対象者を拡げ、再就職や住宅及び生活に関する相談にキャリアカウンセラーが無料で応じていたが、平成２９年度から就労・生活相談に係る窓口を市独自で設置。「就労・生活相談」では、離職者などからの再就職・生活再建相談に応じるほか、「地域就労支援相談」で地域就労支援コーディネーターが相談に応じている就職困難者についても、「就労・生活相談」窓口に誘導し、「就労・生活相談」のキャリアカウンセラーから、面接や履歴書作成の指導、スキルアップに繋がる職業訓練の紹介を受けるなど、地域就労支援コーディネーターとキャリアカウンセラーが協働して相談者を就労へ繋げるための支援を行った。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：　　　阪南市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：ハローワーク求人情報オンライン提供サービス）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：平成２８年度】【 現 状 】毎日、ハローワークから発行される紙媒体の求人情報を市民が自由に閲覧できるよう、担当課窓口、相談室及び図書館へ配架した。また、就労支援相談時には、地域就労支援コーディネーターが相談者の希望等に沿いながら、ハローワークの紙媒体の求人情報で探し、相談者へ情報提供等を行った。【現状における課題】　紙媒体の求人情報では枚数が多く、相談者へ情報提供等するにも検索等で時間がかかるとともに、求人票などの詳細な情報提供までには至っていない。また、求職者や相談者にとっても、紙媒体では見づらく、探しづらい状況にあり、加えて、求人情報を閲覧等するためにハローワーク泉佐野まで出向かなければならない。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。平成27年９月からハローワークの求人情報オンライン提供サービスを実施し、担当課窓口にて求職者から希望等を聞き取り、その情報に基づき職員が同サービスで検索し、求職者へ最新の求人情報や求人票の情報提供を行ってきた。また、就労支援相談の充実等を図るため、平成28年６月から地域就労支援コーディネーターの相談室に同サービス専用のノートパソコン１台を購入・設置することで、これまでの求人票等の情報提供のみならず、求職者・相談者と地域就労支援コーディネーターが相談・助言等を行いながら求人情報を検索することができ、求職者・相談者に応じた効率的・効果的な求人情報の提供や相談等が可能になるとともに、これまで地域就労支援相談に来られなかった方たちの掘り起しにもつながり、さらなる市民の利便性の向上や求人・求職のマッチング機能の強化を図った。 |